

事 務 連 絡

令和5年1月30日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事 業 部

安定した輸送力確保に向けた取り組みについて（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業は経済活動、国民の生活を支える重要なインフラの一部を担っているところ、運転手の長時間労働、低賃金化、高齢化の進行など、貨物自動車運送事業の事業継続に必要な運転手の確保が困難な状況が生じております。

また、日ごろ工事現場にて従事する大型ダンプ車両等については、災害発生時には土砂、廃棄物等の排除等を担っているところ、地域によっては大型ダンプ車両等の確保が困難な状況が危惧されております。

このため、一般貨物自動車運送事業に従事する運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標として、平成30年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃収受を支援することを目的に、令和2年4月に「標準的な運賃」を告示したところです。

国土交通省より別紙1の通り、「標準的な賃金」についての周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙1 国土交通省依頼文
- ・別紙2 トラック輸送における「標準的な賃金」周知リーフレット

※（参考）国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000084.html

以 上

（事業部：山中）